資料10

食料・農業・農村政策審議会 関係法令

食料・農業・農村基本法(平成十一年七月十六日法律第百六号) (抄)

第一条~第三十条 (略)

(農業災害による損失の補てん)

第三十一条 他必要な施策を講ずるものとする。 国は、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、 農業経営の安定を図るため、 災害による損失の合理的な補てんその

第三十二条~第三十八条 (略)

(設置)

第三十九条 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第四十条 関する重要事項を調査審議する。 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、 農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、 この法律の施行に

2 審議会は、 前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる

3 規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)の 和四十六年法律第三十五号) 、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号) 、食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号) 、主 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)、卸売市場法(昭 十六年法律第十五号) 、畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号) 、砂糖の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第百九号) 、 定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)、果樹農業振興特別措置法(昭和三 審議会は、 前二項に規定するもののほか、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)、飼料需給安

第四十一条審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 委員は、 前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する

## (資料の提出等の要求)

協力を求めることができる。 第四十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、 説明その他必要な

#### (委任規定)

第四十三条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

食料・農業・農村政策審議会令(平成十二年六月七日政令第二百八十九号)

#### (所掌事務)

第一条 食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化 定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。 に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十二条第五項及び資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二十五条第三項の規

#### (組織)

第二条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

# (臨時委員及び専門委員の任命)

第三条 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

## (委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、 その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

#### ( 会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- o 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

#### (分科会)

す る。 第六条 審議会に、 次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、 審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりと

名称
二 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、
食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六
号) の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
生産分科会   一 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、農業生産の振興に関する施策に係るものを調査審議すること。
二  家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)、飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)、酪農及び肉用牛生産の
振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)、果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)、畜産物の価格安定
等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)、砂糖の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第百九号)、加工原料乳生産者
補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)及び肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)の規定によ
り審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
経営分科会   一 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、農業経営の育成及び関係団体の再編整備に関する施策に係るものを
調査審議すること。
二   農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の施行に関する重要事項を調査審議すること。
農村振興分科会   一 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、農村の振興に関する施策に係るものを調査審議すること。
二 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の規定によ
り審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
主要食糧分科会   一   食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、主要食糧の需給及び価格の安定並びに主要食糧を主な原料とする飲
食料品の安定供給の確保に関する施策に係るものを調査審議すること。
二 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理
すること。
2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

2 育りのえの

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員及び臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、 その定めるところにより、 分科会の議決(次条第六項の規定により分科会の議決とされるものを含む。)をもって審議会の議決とすることが

#### できる。

(部会)

第七条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあっては、分科会長)が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、 その職務を代理する。
- 6 審議会(分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、 部会の議決をもって審議会の議決とす

ることができる。

#### (幹事)

第八条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 幹事は、非常勤とする。

#### (議事)

第九条 審議会は、 委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、 委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

3

#### (庶務)

第十条 分科会に係るものについては食糧庁総務部企画課において処理する。 係るものについては農林水産省経営局経営政策課において、農村振興分科会に係るものについては農林水産省農村振興局農村政策課において、主要食糧 会に係るものについては農林水産省総合食料局食料政策課において、生産分科会に係るものについては農林水産省生産局総務課において、経営分科会に 審議会の庶務は、農林水産省大臣官房企画評価課において国土交通省都市・地域整備局地方整備課の協力を得て処理する。ただし、 総合食料分科

#### (雑貝)

第十一条 この政令に定めるもののほか、 議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附則

この政令は、 内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年四月二五日政令第一七六号) 抄

第一条(この政令は、法の施行の日(平成十三年五月一日)から施行する。(施行期日)

# 食料・農業・農村政策審議会議事規則

( 食料・農業・農村政策審議会決定 | 平 成 十 三 年 三 月 二 十 一 日

#### (総則)

第一条 ・農村政策審議会令(平成十二年政令第二百八十九号)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。 食料・農業・農村政策審議会 (以下「審議会」という) の運営については、食料・農業・農村基本法 (平成十一年法律第百六号) 及び食料・農業

## (会議の招集)

第二条
会議は、会長が招集する。

#### (議事)

第三条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

- 2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な 利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

#### (議事録)

第四条 一般の閲覧に供するものとすることができる。 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。 ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を

#### (臨時委員)

第五条 臨時委員は、 会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

#### (専門委員)

第六条 専門委員は、 会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

### (意見の陳述)

第七条(会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

## (分科会及び部会)

第八条 又は「部会長」と、「審議会」とあるのはそれぞれ「分科会」又は「部会」と読み替えるものとする。 第二条から前条までの規定は、分科会及び部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのはそれぞれ「分科会長」

## (分科会の議決)

第九条(分科会(総合食料分科会、生産分科会、経営分科会、農村振興分科会及び主要食糧分科会)の議決は、 会の議決に関し他の分科会との調整を要するとき又は当該分科会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議 会において審議すべきものであるときは、この限りではない。 審議会の議決とみなす。ただし、当該分科

2 会長は、分科会の議決が前項ただし書きの場合に該当すると認めるときは、その旨を当該分科会長に通知するものとする。

3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する分科会長の意見を聴かなければならない。

#### (小委員会)

第十条分科会長又は部会長は、 委員会に付託し、 調査審議させることができる。 必要あると認めるときは、 特定の事項を分科会長又は部会長の指名する委員、 臨時委員又は専門委員によって構成する小

第十一条この規定に定めるもののほか、

会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(委任規定)

付 則

(施行期日)

第一条の議事規則は、平成十三年四月一日から施行する。

(食料・農業・農村政策審議会議事規則の廃止

第二条 食料・農業・農村政策審議会議事規則(平成十三年二月十六日食料・農業・農村政策審議会決定)は廃止する。

# (果樹共済の共済掛金率)

第百二十条の七 り果実の品質の低下を共済事故としない収穫共済とその他の収穫共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農林水産大臣が定める別 ことができる。 等があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第十項の規定により収穫通常共済掛金標準率及び収穫異常共済掛金標準率が をいう。以下同じ。)ごと及び組合等の区域ごとに、収穫基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。ただし、農業共済組合の合併 一般に改定されるまでの間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞれ当該組合等が共済規程等で定めていた共済掛金率とする 収穫共済の共済掛金率は、収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故等による種別(第百二十条の三の二第二項の規定によ

金率を割り引くものとする。 類等に係る果樹を栽培する組合員等については、農林水産省令で定めるところにより、当該収穫共済の共済目的の種類等に係る前項又は第五項の共済掛 組合等は、農林水産大臣の定める共済目的の種類につき農林水産大臣の定める防災施設を用いて当該共済目的の種類に属する収穫共済の共済目的の種

当該組合等の収穫共済掛金標準率に一致するように、農林水産大臣が収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合 等の区域ごとに定める。 第一項の収穫基準共済掛金率は、組合等の区域内における収穫共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が

礎として農林水産大臣が定める率(以下「収穫通常共済掛金標準率」という。 前項の収穫共済掛金標準率は、 農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率(以下この項において「被害率」という。 ・収穫通常標準被害率」という。)を超えないものにあつてはその被害率を、 共済目的の種類ごと、 収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、 収穫通常標準被害率を超えるものにあつては収穫通常標準被害率を基 ) のうち、 農林水産大臣が定める通常標準被害率(以 次の率を合計したものとする。

被害率のうち、 収穫通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として農林水産大臣が定める率(以下「収穫異常共済掛金標準率」

その収穫危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各収穫危険段階 基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る同項の収穫基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。 この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の収穫危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定めるものとし、 に、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。 組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごと

程等で定めていた共済掛金率とすることができる。 準率及び樹体異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでの間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞれ当該組合等が共済規 める。ただし、農業共済組合の合併等があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第十項の規定により樹体通常共済掛金標 樹体共済の共済掛金率は、樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域ごとに、樹体基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定

該組合等の樹体共済掛金標準率に一致するように、農林水産大臣が樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域ごとに定める 前項の樹体共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、次の率を合計したものとする。 前項の樹体基準共済掛金率は、組合等の区域内における樹体共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当

- 体通常標準被害率という。)を超えないものにあつてはその被害率を、 農林水産大臣が定める率(以下樹体通常共済掛金標準率という。) 農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率(以下この項において被害率という。)のうち、農林水産大臣が定める通常標準被害率(以下樹 樹体通常標準被害率を超えるものにあつては樹体通常標準被害率を基礎として
- 等の区域に係る同項の樹体基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。 組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各樹体危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合 掛金率は、当該危険段階の樹体危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定めるものとし、その樹体危険段階基準共済掛金率は、 度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済 一 被害率のうち、樹体通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として農林水産大臣が定める率(以下樹体異常共済掛金標準率という。) 組合等は、第六項の規定による共済掛金率に代えて、樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程

収穫通常共済掛金標準率、 収穫異常共済掛金標準率、 樹体通常共済掛金標準率及び樹体異常共済掛金標準率は、 三年ごとに一般に改定する。

# (畑作物共済の共済掛金率)

第百二十条の十五 その他の蚕繭に係る畑作物共済との別をいう。)ごと。以下この条において同じ。)及び組合等の区域又はその区域を分けて都道府県知事が定める地域ご び畑作物共済の共済責任期間による種別(第百二十条の十七第二号の規定により桑の発芽期前の日から共済責任期間が開始する蚕繭に係る畑作物共済と とに、その区域又は地域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。 畑作物共済の共済掛金率は、 畑作物共済の共済目的の種類等ごと(蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及

ごとに危険階級別に定める。 標準率) に一致し、かつ、その相互の比が各危険階級の危険程度を表示する指数の比に一致するように、農林水産大臣が畑作物共済の共済目的の種類等 物一次共済掛金標準率(第百二十条の十二第一項第一号の区分が定められた共済目的の種類に係るものについては、当該都道府県の畑作物二次共済掛金 前項の畑作物基準共済掛金率は、都道府県の区域内における危険階級別の共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府県の畑作

の種類等ごとに定める。 前項の危険階級の別、 各危険階級に属する第一項の区域又は地域及び各危険階級の危険程度を表示する指数は、 都道府県知事が畑作物共済の共済目的

として農林水産大臣が定める。 第二項の畑作物一次共済掛金標準率は、 共済目的の種類ごと及び都道府県の区域ごとに、 農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率を基礎

算術平均が当該都道府県の同項の畑作物一次共済掛金標準率に一致するように、農林水産大臣が畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び都道府県の区域 第二項の畑作物二次共済掛金標準率は、 都道府県の区域内における畑作物共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその

ごとに定める。

る各畑作物危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域に係る同項の畑作物基準共済掛金率 めるものとし、その畑作物危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとす とができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の畑作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定 る地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めるこ 組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定め

第二項の畑作物一次共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

に一致するように定めるものとする。

参照条文

農業災害補償法施行規則

第二十八条 この限りでない。 法第百七条第三項第一号又は第二号の規定による一定年間は、これを過去二十年間とする。ただし、特別の事由によりこれにより難いときは、

第三十三条の七 第二十八条の規定は、法第百二十条の七第四項第一号及び第八項第一号の農林水産省令で定める一定年間について準用する。

第三十三条の十六 第二十八条の規定は、 法第百二十条の十五第四項の農林水産省令で定める一定年間について準用する。